

(学) 阪急学園 ( ) 幼稚園 園長 宛

下記のように証明書を提出します。

保護者名 \_\_\_\_\_ 

治癒証明書(医師の証明)  登園許可書(保護者の届け)

対象園児 ( ) 組 氏名 ( ) 男・女  
生年月日 平成・令和 年 月 日

疾患名

治療開始 令和 年 月 日 から  
治療終了 令和 年 月 日 まで

※ 医療機関によっては、発行の際に費用が発生する場合があります。

学校感染症 第1種 ・・・ 医師による治癒証明書が必要です。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(sars)、鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群（治癒するまで）

学校感染症 第2種 ・・・ 医師による治癒証明書が必要です。

- |                        |  |
|------------------------|--|
| ・麻疹（はしか）               | （解熱後3日を経過するまで）   |
| ・風疹（3日はしか）             | （発疹が消失するまで）  |
| ・水痘（みずぼうそう）            | （すべての発疹が痂皮＝かさぶたになるまで）  |
| ・流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)   | （耳下腺、頸下腺、又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで）                |
| ・インフルエンザ               | （発症後5日かつ解熱後3日を経過するまで）  |
| ・新型コロナウィルス<br>感染症      | （発症後5日間経過し、かつ症状軽快から1日経過した場合に6日目からただし10日間経過するまでは感染予防策を徹底すること） |
| ・百日咳                   | （疾患特有の咳が消失する、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで）                         |
| ・咽頭結膜熱<br>(アテノウィルス感染症) | （主な症状が消失した後、2日を経過するまで）                                       |
| ・結核                    | （医師に感染のおそれがないと判断されるまで）                                       |
| ・髄膜炎菌性髄膜炎              | （医師に感染のおそれがないと判断されるまで）                                       |

学校感染症 第3種 ・・・ 医師による治癒証明書が必要です。

- ・腸管出血性大腸菌感染(O-157)、流行性角結膜炎、急性出血性角結膜炎など  
(医師に感染の恐れがないと判断されるまで)

その他…**医師の診断に従い、保護者の登園許可書が必要です。医療機関名の記入をお願いいたします**

溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑(リンゴ病)・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・  
感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなど)・急性細気管支炎(RSウイルス感染症)・頭しらみ(駆除剤の使用・卵の処理をお願いします)・水いぼ・とびひ(伝染性膿瘍疹)(患部の保護をお願いいたします)など。

※ 他にも医師から感染性があると判断された疾患は「出席停止」となります。(医師の許可があるまで)

令和 年 月 日 医療機関名

医師名

